

# 足立区スクールソーシャルワーカー（代替職員）採用選考実施要領

令和 8 年 7 月  
足立区こども支援センターげんき

足立区教育委員会では、いじめや不登校等の生活指導上の困難な課題に対応するためスクールソーシャルワーカーの採用選考を下記のとおり実施します。

## 記

- 1 募集する職  
スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）
- 2 募集人数  
1名程度
- 3 雇用期間  
令和8年9月1日から令和9年3月31日まで。  
※ 更新予定なし。ただし休業期間によって更新の可能性あり。
- 4 勤務場所  
足立区こども支援センターげんき 教育相談課  
(1) 西新井(足立区梅島 3-28-8)  
(2) 綾瀬(足立区綾瀬 1-34-7-102)  
(3) 竹の塚(足立区竹の塚 6-3-13 竹の塚 SE ビル 2 階)  
※ (1)から(3)のいずれか  
※ 上記のほかに区内小中学校を巡回します。
- 5 職務内容  
(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた地域や家庭環境への働きかけ  
(2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整  
(3) 学校におけるチーム体制の構築、支援  
(4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供  
(5) その他、教育委員会が必要と認めること  
※ 児童・生徒の家庭や関係機関等を訪問することがあります。
- 6 勤務条件
  - (1) 勤務日数 週4日（週30時間勤務）
    - ① 月曜日から金曜日までの間の4日勤務（火曜日、木曜日は勤務必須）
    - ② 休務日：土曜日、日曜日、月～金のいずれか1曜日  
祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
  - (2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間30分  
※ 休憩時間60分を除く
  - (3) 報酬 月額 272,949円（令和8年7月現在）  
※ 採用までに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。  
※ 別途、通勤手当相当分支給あり（限度額あり）
  - (4) 期末・勤勉手当 区の規定に基づき支給
  - (5) 各種保険 社会保険、雇用保険あり
  - (6) 出張旅費 交通実費相当額支給
  - (7) 有給休暇 あり（規定による）
  - (8) その他 退職金制度、昇給制度なし

## 7 応募要件

次のいずれかの要件を有する方

- (1) 社会福祉士の資格を有する方
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する方
- (3) 大学・大学院等においてスクールソーシャルワーク教育課程を履修し、卒業した方

## 8 申込期限

令和8年7月27日(月) ※午後5時必着

## 9 選考方法及び日程

採用選考申込(履歴)書(以下「申込書」)および小論文(1,200字程度)による第一次選考を行い、その一次選考合格者を対象として、面接による二次選考を行います。

- (1) 一次選考(書類) 申込書および小論文による選考  
※ 第一次選考結果通知日:令和8年7月28日頃 発送予定
- (2) 二次選考日(面接) 令和8年7月28日(火)～7月31日(金)の間  
※ 第一次選考結果の通知で指定された日時  
※ 都合がつかない場合は応相談
- (3) 最終選考結果通知日 令和8年8月3日(月)頃 発送予定

## 10 小論文課題

「以下の課題の中から一つを挙げ、足立区スクールソーシャルワーカーとして、現状をどのように分析し、取り組むべきかを論じてください。 1 不登校 2 児童虐待 3 ヤングケアラー 4 発達障がい 5 家庭環境 6 経済的困窮」(1200字程度)

## 11 申込方法

- (1) オンライン申請によるお申込み

関連リンクより (足立区オンライン申請システム) へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。その際は、下記の関連資料から、「申込書」「小論文用紙」をダウンロードしていただき、申請時に添付するとともに顔写真のデータも添付願います。

- (2) 窓口・郵送によるお申込み

「申込書」「小論文用紙」は当センター窓口、または足立区ホームページからのダウンロードにより取得してください。「申込書」「小論文用紙」を窓口までお持ちいただくか、下記提出先まで簡易書留で郵送してください。

- ※ 記入方法はパソコン入力・手書きのどちらでも可。
- ※ 応募書類は返却しません。
- ※ 持ち込みの場合には、土・日曜日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までに窓口へお持ちください。

## 12 応募できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 地方公務員法16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する方
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするものを除く)

## 13 提出および問い合わせ先

〒121-0816 東京都足立区梅島3-28-8  
足立区こども支援センターげんき 教育相談課 登校支援係  
スクールソーシャルワーカー採用担当  
電話:03(3852)3652  
E-mail:kodomo-kyouikusoudan@city.adachi.tokyo.jp